

鹿児島県立鹿屋高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は「鹿児島県立鹿屋高等学校同窓会」(通称を三星会と称する)

(目 的)

第2条 本会は母校建学の精神である知・徳・体の三星魂を高揚し、会員相互の研鑽、互助、親睦を図り、母校の発展と会員の向上発展に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会の開催
- (2) 亡師亡友の慰霊
- (3) 会員の名簿及び会報の発行
- (4) 母校の教育活動の支援
- (5) 三星基金に基づく事業
- (6) 母校の創立周年記念事業
- (7) 支部との連絡・交流
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 本会は下記の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 鹿屋高等学校・旧制鹿屋中学校・鹿屋高等女学校の卒業生
- (2) 準 会 員 鹿屋高等学校・旧制鹿屋中学校・鹿屋高等女学校に在籍した者で希望する者
- (3) 賛助会員 鹿屋高等学校現職員
- (4) 名誉会員 鹿屋高等学校旧職員 (旧制鹿屋中学校・鹿屋高等女学校を含む)

(本部及び支部)

第5条 本会の本部(事務局)は鹿屋高等学校内(三星会館内)に置く。

第6条 本会には支部を設けることができる。

(役 員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名 (代議員との兼務を認める)
- (4) 代議員 各期幹事・職員幹事
- (5) 事務局長 1 名
- (6) 会計 1 名
- (7) 書記 若干名
- (8) 監査 2 名
- (9) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第8条 前条の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事は事業実施計画・会務運営方針等の決定に参加する。
- (4) 代議員 (各期幹事) は各期の親睦をすすめ、本校及び三星会との連携を図る。
- (5) 職員幹事は、各期幹事・同窓会との連携を図る。
- (6) 事務局長は事務局を主管し、会計は会計事務を処理し、書記は事務局の業務を分掌する。
- (7) 監査は本会会計事務、その他本会事務を監査する。
- (8) 顧問は本会の運営について指導助言する。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次による。

- (1) 会長・副会長・理事・監査・顧問は理事会の推薦により、代議員会で選出・決定し、総会に報告する。
- (2) 代議員 (各期幹事) は、卒業年次ごとの各期幹事2名と職員幹事若干名とする。なお職員幹事は、本校在職卒業生とする。
- (3) 事務局長・会計及び書記は、母校職員の

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし再選は妨げない。

(会議)

第 11 条 三星会の円滑な運営をはかるために、下記の会議を設置する。

- (1) 総会 会長・副会長・正会員・準会員・賛助会員・名誉会員
- (2) 代議員会 会長・副会長・各期幹事・職員幹事
- (3) 理事会 会長・副会長・理事・顧問・事務局長
- (4) 役員会 会長・副会長

第 12 条 各会議の開催回数・権限は次のとおりとする。

- (1) 総会は、毎年 1 回開催する。(8 月第 2 土曜日に開催。ただし、都合により期日を変更できる。) 特に必要のある時は、臨時総会を開催することができる。
- (2) 代議員会は、最高の議決機関とし、毎年 1 回開催する。特に必要のある時は臨時代議員会を開催することができる。
- (3) 理事会は代議員会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて開催する。会務の円滑な運営のため、理事会のもとに、事務局長、会計、書記からなる事務局を置く。
- (4) 代議員会は会長が招集し、議長となり、構成員の 3 分の 2 以上 (委任状を含む) の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決する。

第 13 条 総会・代議員会・理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会 総会は代議員会の報告をうけ、会員の親睦を図る。
- (2) 代議員会
 - (ア) 事業計画並びに予算の決定
 - (イ) 事業・会務報告、決算・監査報告の承認
 - (ウ) 役員を選出
 - (エ) 会則の変更
 - (オ) その他、本会及び母校の発展に寄与する事項
- (3) 理事会 理事会は次の事項を審議し、代議員会の協議事項を決定する。
 - (ア) 総会の運営
 - (イ) 会務報告・会則の改正
 - (ウ) 会長・副会長・理事・監査・顧問の推薦
 - (エ) 事業計画及び予算・決算

(わ) 理事会は後援事業委員会を置くことができる。後援事業委員会は、理事会のもとで第3条第4号・第5号・第6号の母校の後援事業の推進に当たる。

(か) その他、本会の発展に寄与すること。

(経 費)

第14条 本会の運営に要する経費は、本会の基金、新入会員が入会時に納入する入会金及び会員等の寄付金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会則改正)

第16条 本会運営に必要な細則は理事会で協議し、代議員会で決める。

第17条 本会則は代議員会における出席会員の過半数の賛成により変更、改正し得るものとする。

細 則

- 1 理事は支部長及び幹事の中から選出することを原則とする。
- 2 顧問は現職校長のほか、会員の中から正副会長経験者など本会の運営に経験豊富な者を選出するものとする。
- 3 新入会員の入会費は当分の間1,500円とする。
- 4 代議員会において選出された役員から辞任の申し出があったときは、理事会において協議して処理し、次の代議員会に報告して承認を得るものとする。

附 則

本会則は平成30年8月11日より実施する。